

藍鼎元『女學』の研究〔5〕

下見 隆雄

婦德篇上（本稿では、「婦德」上篇の以下の項目を載せる。）

〔3〕「和叔妹之德」

第二十一章、「和叔妹之德」に關連する立言。「班氏曰」

◎「和叔妹之德」について藍鼎元の論

第二十二章、「王木叔妻」

〔4〕「睦娣姒之德」

第二十三章、「睦娣姒之德」に關連する立言。「柳開曰」

◎「睦娣姒之德」について藍鼎元の論

第二十四章、「顔氏家訓曰」

第二十五章、「胡氏女範曰」

第二十六章、「内則曰」

第二十七章、「晉王渾妻」・「唐張孟仁妻」

◎「論曰」（藍鼎元の女性論——娣姒の和の要について）

第二十八章、「蘇少娣」

◎「論曰」（藍鼎元の女性論——蘇少娣の至誠を称える）

〔5〕、「事父母之德」

第二十九章、「事父母之德」に關連する立言。「文王后妃」

◎「事父母之德」について藍鼎元の論

第三十章、「漢太倉令女」

〔3〕「和叔妹之德」

【第二十一章】「和叔妹之德」に關連する立言

〔原文〕班氏曰、婦人之得於夫、由舅姑之愛己也、舅姑之愛己、由叔妹之譽己也、由此言之、我臧否毀譽、一由叔妹、叔妹之心、復不可失也、皆莫知叔妹之不可失、而不能和之以求親、其蔽也哉、（節、否音鄙、復扶又切、）

室人和、則謗掩於内、離則惡揚、此必然之勢也、易曰、二人同心、其利斷金、同心之言、其臭如蘭、（節、斷徒管切）

夫嫂之與妹、體敵而分尊、恩疏而義親、若淑媛謙順之人、則能依義以篤好、崇恩以結援、使徽美顯彰、而瑕過隱塞、舅姑矜善、而夫主嘉美、聲譽耀於隣、休光延於父母、若夫蠢愚之人、於嫂則托名以自高、於妹則因寵以驕盈、驕盈既施、何和之有、恩義既乖、何譽之臻、是以美隱而過宣、姑忿而夫愠、毀譽布於中外、恥辱集於厥身、進增父母之羞、退益君子之累、斯乃榮辱之本、而顯否之基也、可不慎哉、（夫嫂夫蠢之夫音夫、分去聲、好去聲、否音鄙、） 右第二十一章、班氏曰わく、婦人の、夫に得するは、舅姑の己を愛するに

由る。舅姑の己を愛するは、叔妹の己を譽むるに由るなり。此れに由りて之れを言えば、我が臧否・毀譽は、一に叔妹に由る。叔妹の心は、復た失う可からざるなり。皆、叔妹の失う可からざるを知る事莫くして、而して之れに和して以て親を求むること能わず。其れ蔽なるかな。(1) (節なり。否は、音鄙。復は、扶又の切。)

室人、和すれば。則ち謗、内に掩わる。離るれば、則ち惡、揚がる。此れ必然の勢なり。易に曰わく、二人、心を同じうすれば。其の利、金を斷つ。心を同じうするの言は、其の臭、蘭の如しと。(2) (節なり。斷は、徒管の切。)

夫れ嫂の妹に與ける。體は、敵して而して分は尊し。恩は、疏にして而して義は親し。淑媛・謙順の人の若きは、則ち能く義に依りて以て好みを篤くし、恩を崇くして以て援を結ぶ。微美をして顯彰し、而して瑕過をして隱塞せ使む。舅姑、善を矜り、而して夫主、美を嘉す。聲譽、邑隣に燿やき。休光、父母に延ぶ。夫の蠢愚の人の若きは、嫂に於いては則ち名を托して以て自ら高しとし、妹に於いては則ち寵に因りて以て驕盈す。驕盈、既に施さるれば、何の和することか之れ有らん。恩義、既に乖れば、何の譽か之れ臻らん。是こを以て、美、隠れて、而して過、宣がり、姑、忿りて而して夫、慍る。毀譽、中外に布き、恥辱、厥の身に集まる。進みては父母の羞を増し、退きては君子の累を益す。斯れ乃ち榮辱の本にして、而して顯否の基なり。慎まざる可けんや。(3) (夫嫂・夫蠢の夫は、音夫。分は、去聲。好は、去聲。否は、音鄙。) 右、第二十一章。

○資料研究

この部分は、『女誡』和叔妹篇による。基本的には、『後漢書』列女傳所収の文に依り、省略や、部分的に文字の改易もしている。なお、『女學』小型本には、文字に不明瞭部分が認められる。例えば、『體敵』の「敵」や「蠢愚」の「蠢」などに甚だしい。

(1) この部分の『女誡』原文は、『後漢書』列傳第七四「列女傳」によれば、「婦人の、意を夫主に得るは、舅姑の己を愛するに由る。舅姑の己を愛するは、叔妹の己を譽むるに由るなり。此れに由りて之れを言えば、我が臧否・毀譽は、一に叔妹に由る。叔妹の心は、復た失う可からざるなり。皆な、叔妹の失う可からざるを知る事莫くして、而して之れに和して以て親を求むること能わず。其れ蔽なるかな。」とある。傍線部分が『女學』の表現と異なる。『女四書』所収の『女誡』も『後漢書』のものにやや手を加えている部分が見受けられる。例えば、「復た失う可からざるなり」の部分では、「復た」を省略し、「皆な、叔妹の失う可からざる」の部分では、「人皆な」と表現する等である。

なお、『女學』は、『後漢書』ではこれに続いて連ねる次の部分に顔子は能く改むるを貴び、仲尼は其の貳たびせざるを嘉す。而るを況や婦人なる者をや。賢女の行、聰哲の性を以てすると雖も、其れ能く備わらんや。」とある。藍鼎元は、叔妹との調和を教示するには、持って回って哲学的で理屈っぽく、間接的な教訓意義しか持

たないこの部分を省いたのであろう。

(2)『後漢書』では、「是の故に、室人、和すれば。則ち謗、掩わる。外内、離るれば、則ち惡、揚がる。此れ必然の勢なり。易に曰わく、二人、心を同じうすれば。其の利、金を斷つ。心を同じうするの言は、其の臭、蘭の如しと。此を之れ謂う。」とある。傍線部分が『女學』と異なる。藍鼎元が「謗、内に掩はる」(謗掩於内)へと変じたのは、『後漢書』の「外内」の「外」を「於」に読み誤ったか、または、「外内」の意味内容が把握し難いと判断しての処置と思われるが、原文では対句表現として整っている点を無視することとなった。ただし、『後漢書』の「外内、離る」も読み難い表現である。『女四書』や、日本の、加倉井忠珍『女誠新註』等では、これを「内外」に改める。それでも、「内」と「外」の意味内容は必ずしも明確とはいえない。

(3)この部分の『女誠』原文は、「夫れ媿妹なる者は、體は、敵して而して尊し。恩は、疏にして而して義は親し。淑媛・謙順の人の若きは、則ち能く義に依りて以て好みを篤くし、恩を崇くして以て援を結ぶ。徽美をして顯章し、而して瑕過をして隱塞せ使む。舅姑、善を矜り、而して夫主、美を嘉す。聲譽、邑隣に曜やき。休光、父母に延ぶ。夫の憇愚の人の若きは、嫂に於いては則ち名を托して以て自ら高しとし、妹に於いては則ち寵に因りて以て驕盈す。驕盈、既に施さるれば、何の和することか之れ有らん。恩義、既に乖れば、何の譽か之れ臻らん。是を以て、美、隠れて、而して過、宣がり、姑、忿りて而して夫、慍る。毀譽、中外に布き、恥辱、厥の身に集まる。進みては父母の差を増し、退きては君子の累を益す。斯れ乃

ち榮辱の本にして、而して顯否の基なり。慎まざる可けんや。」とある。傍線部分が『女學』と異なる。「而して尊し」「而尊」を、藍鼎元は、「而して分は尊し」(「而分尊」とした。次文の「而して義は親し」(「而義親」との対応を考慮するなら、『後漢書』の「而尊」には、一字欠落の可能性が有ろう。『女四書』も、「分」を補う。

なお、『後漢書』では、これに続いて、「然らば則ち、叔妹の心を求むるには、固より謙順より尚きは莫きなり。謙なるは、則ち徳の柄なり。順なるは、則ち徳の行なり。斯の二者を凡べて、以て和するに足る。詩に云う、此に在りても惡むもの無く、彼に在りても射うもの無しと。斯れを之れ謂うなり。」とある。藍鼎元は、この部分省いている。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」臧善也、

皆同訛、詩大雅、皐皐訛訛、言謗毀也、

とある。

○「臧善也、」の部分について、

臧は、善なり。

これは、本文「臧否」についての注釈であろう。各本、以下のようである。

②臧善也

③臧善也

④臧善也

- ⑤ 臧善也
- ⑥ 臧善也

異同は認められないものの、②・④の傍線部分の文字は不鮮明で判読し難い。

○「皆同訛、詩大雅、阜阜訛訛、言謗毀也、」の部分について、

皆は、訛に同じ。詩の大雅に、阜阜訛訛と。謗毀するを言ふなり。

これは、本文の「毀皆」についての注記であろう。各本、以下のようである。

- ② 皆同訛、詩大雅、阜阜訛訛、言謗毀也、
 - ③ 皆同訛、詩大雅、○阜訛訛、言謗○也、
 - ④ 皆同訛、詩入權、畢畢訛訛、○謗毀也、
 - ⑤ 皆同訛、詩大雅、阜阜訛訛、言謗毀也、
 - ⑥ 皆同訛、詩大雅、阜阜訛訛、皆謗毀也、
- ③・④・⑥に字の誤りと思われるものが認められる。○は、文字の不鮮明で判読し難いものである。③・④における字の誤りは甚だしい。原典なども無視している。

「詩大雅」は、『詩經』大雅の「召旻」篇、『詩集傳』に、「訛訛は、努めて謗毀を爲す。」とある。

◎和叔妹之徳についての藍鼎元の論

「原文」夫之弟妹、俗所謂小叔小姑娘也、姑叔之間、易啓猜嫌、待之不得其道、則上失舅姑歡心、傷吾夫孝友之志、非賢婦也、和氣致祥、門內之福、令聞亦由此彰焉、述和叔妹之徳、自此以下凡二章、(易音異、聞去聲)

夫の弟妹は、俗に所謂の小叔・小姑娘なり。姑叔の間、猜嫌を啓き

易し。之を待するに其の道を得ざれば、則ち上は舅姑の歡心を失し、吾が夫孝友の志を傷ふ。賢婦に非ざるなり。和氣もて祥を致すは、門内の福なり。令聞も亦た此に由りて彰はる。和叔妹の徳を述ぶること。此自り以下、凡そ二章。(一) (易は、音異。聞は、去聲。)

○資料研究

(一) 藍鼎元の論である。ここでは、「叔妹」を、「夫の弟妹」と解している。しかし、従来は、これは、いわゆる「こじゅうと」をいうものとする。『後漢書』に掲げる『女誡』も、この観点で論じているものと見られる。すなわち、『禮記』昏義篇に、「婦の順なる者は、姑に順に、室人に和し、而して後に、夫に當い、……是の故に、婦の順、備わりて、而して後に、内、和理す。内、和理して、而して後に、家、長久なる可きなり。故に、聖王、之れを重んず。」とある。「室人」の鄭注に、「女娖・女叔・諸婦を謂う。」と説明し、『疏』には、「是れ在室の人にして、男子に非ざるなり。女娖とは、婿の姉を謂う。女叔とは、婿の妹を謂う。諸婦とは、娖の屬を謂う。」と解説する。王先謙『後漢書集解』は、更に『爾雅』釋親の「夫の女弟を女妹と爲す」を引き、「是れ叔妹は、皆もに小姑娘を謂う。」とする。

藍鼎元は、『女誡』の「叔妹」を、「夫の弟妹」と解したから、次に、夫の弟妹に関わる「王木叔之妻」掲げるのである。

『女孝經』廣揚名章第十四章に、「女子の父母に事うるや孝、故に、忠、舅姑に移す可し。娖妹に事うるや義、故に、順、娖妹に移す可し。」とある。

夫、喜びて曰わく、是れ吾が志なりと。且日にして盡く散じて、簪珥すらも遺さず。木叔、既に仕う。又た曰わく、弟妹、尚お困す。田有ること許くの如し。何ぞ之れを昇えざると。夫、喜びて曰わく、此れ尤も吾が志なりと。遂に田を以て弟妹に與う。一郡、稱して賢婦と爲す。」とある。傍線部分が異なるだけである。

因みに、呂氏は次のように論評している。すなわち、「同室を憎みて貨利を専らにすること。婦人、爾らざるは莫し。其の彼我をば分明にせんと欲するも、已に難し。況や有する所を盡く推りて、弟妹に與うるをや。其の夫、喜びて而して之れに従う。友なること槩知す可し。」という。

『古今圖書集成』閩媛典第二十四卷閩淑部列傳二の「宋」代の項に、『温州府志』に依つて、「王木叔妻何氏」を掲げ、「何氏、王木叔の妻。永嘉の人なり。苦力して夫を佐け、家を起こす。木叔、既に通籍す。氏、之れに語りて曰わく、子、官人と爲りて貴顯なり。子の弟妹の貧寒なるを奈何せん。槩に餘資ありて、久しく蓄するも安ぞ用いんと。遂に盡く之れを散ず。已にして、又た、勸めて先世の田を以て盡く季に昇う。卒するに及びて、王綽、爲めに立傳す。」とある。

『南宋館閣録』の『續録』の卷七（や『宋史翼』卷十四）に、「王榘、字は木叔。温州、永嘉の人。」とあり、その名は、卷九にも見えている。なお、『宋史』列傳一百五十四に見える「王榘、字は汝良。大名の人。」は別人であろう。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

【原文】槩即今之纏袋、

簪取以飾首、珥取以塞耳、

槩は、即ち今の纏袋なり。

簪は、取りて以て首を飾る。珥は、取りて以て耳を塞ぐ。

とある。それぞれ、本文の「槩」・「簪」・「珥」字の注解であろう。

各本、以下のものである。

②槩即今之纏袋、

簪取以飾首、珥取以塞耳、

③槩即今之纏袋、

簪取以飾首、珥取以塞耳、

④槩即今之纏袋、

簪取以飾首、珥取以塞耳、

⑤槩皿今之纏袋、

簪取以飾首、珥取以塞耳、

⑥槩即今之收錢櫃、

珥取以塞耳、

以上、④の袋は、もとの字からの距離がある。甚だしいのは、⑥の異質性である。「收錢櫃」が異なる上に、他本には存在する「簪取以飾首」が欠落し、「槩」の字体も不明瞭である。

〔4〕「睦娣姒之徳」に関連する立言

【第二十三章】

【原文】柳開曰、皇考治家、孝且嚴、且望、弟婦等拜堂下畢、卽上手低面、聽我皇考訓誡曰、人家兄弟無不義者、盡因娶婦入門、異姓

相聚、爭長競短、漸漬日聞、偏愛私藏、以致背戾、分門割戸、患若賊讐、皆汝婦人所作、男子剛腸者、幾人能不爲婦人言所惑、吾見多矣、若等寧有是耶、退則惴惴、不敢出一語爲不孝事、開輩抵此賴之、得全其家云、「幾上聲」 右第二十三章。

柳開曰わく、皇考、家を治むること、孝にして且つ嚴なり。

且・望 には、弟婦等、堂下に拜し畢わりて、即ち手を上げ面を低れて、我が皇考の訓誡を聴く。曰わく、人家の兄弟には、不義なる者無し。盡く、婦を娶りて門に入りて、異姓、相い聚まるに因りて、長を争い短を競うこと、漸漬にして日々に聞こゆ。偏愛し私藏して、以て背戾を致す。門を分かち戸を割きて、患い賊・讐の若くなる。皆、汝婦人の作す所なり。男子、剛腸なる者も、幾人か、能く婦人の言に惑う所と爲らざる。吾、見るに多し。若等、寧くんぞ是れ有らんやと。退きては則ち惴惴として、敢えて一語を出だして不孝の事を爲すをせず。開が輩、此れに抵るまで之れに頼りて、其の家を全くするを得たりと云う。(一)「幾は、上聲。」 右、第二十三章。

○資料研究

(一) 原文「開輩抵此賴之」について、『女學』大型本では、「開輩抵此賴之」に作る。小型本では、原文と同じく「開輩抵此賴之」に作る。今、字の誤りと見て、原文のように改めた。

柳開の伝は、『宋史』列傳第一百九十九に見える。

『小學』嘉言第五に、この言を収録する。その初めを「柳開仲塗曰わく」とする他は、同じ文である。『女學』は、これに依拠した

可能性が高い。なお、『河東先生集』卷十四「宋故穆夫人墓誌銘」に、これと同様の内容の文を列ねる。まとめや表現に小異するところがある。すなわち、「我が列考、家を治むること、孝にして且つ嚴なり。……月の旦望には、諸叔母、堂下に拜し畢わりて、即ち手を上げ面を低れて、我が皇考の之れに誠め告ぐるを聽奉す。曰わく、人の家、兄弟義理ならざるは無し。盡く、婦を娶りて門に入りて、異姓、相い聚まるに因りて、長を争い短を競うこと、漸漬にして日々に聞こゆ。偏愛し私藏して、以て背戾を致す。門を分かち戸を割きて、患い賊・讐の若くなる。皆、汝婦人の作す所なり。男子、剛腸なる者も、幾人か、能く婦人の言の役する所と爲らざる。吾、見ること多し。若等、是れ有らんやと。退きては則ち惴惴として、息を閉ざして恐然として、大諫の、責、死に至る有るが如し。敢えて一語の不孝の事を爲すを道わず、開が輩に抵るまで之れに頼りて、其の家を全くするを得たるなり。」という。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」漬音恣、浸也、

漬は、音恣。浸なり。

とある。各本、次のようである。

② 漬音恣、浸也、

③ 漬音恣、浸也、

④ 漬音恣、浸也、

⑤ 漬音恣、浸也、

⑥ 漬音恣、侵也、

以上、②が「内閣文庫」本と同じく、他は、③・④・⑤などいずれも字体が不明瞭なものが認められる。なお、⑥には、他本には見えない「若音爾」（「若は、音爾。」）という頭注が有る。⑥が、①・⑤とは、やや性格を異にすることを意味するのであろう。

◎「睦娣媼之德」について藍鼎元の論

「原文」夫兄弟之妻、俗此謂妯娌也、古曰娣媼、長婦爲媼、介婦爲娣、婦人相稱皆曰媼、則從乎其尊者、娣媼之親、亦如兄弟、異姓相聚、爭長競短、風俗之衰、不可言矣、人非木石、皆可相觀而善、有禮讓之誠、無自私自利之心、安往而不和睦哉、述睦娣媼之德、自以下凡六章、「妯音逐、娣音弟、長婦之長上聲」

夫れ兄弟の妻、俗に、此れを妯娌と謂い、古にては、娣媼と曰う。長婦を媼と爲し、介婦を娣と爲す。婦人、相い稱して、皆に媼と曰う。さすれば、則ち其の尊なる者に從う。娣媼の親しきこと、亦た兄弟の如し。異姓、相い聚まりて、長を争い短を競うは、風俗の衰なること、言う可からざるなり。人、木石に非ず。皆に、相い觀て而して善しとす可し。禮讓の誠有りて、自私・自利の心無ければ、安くんぞ往よりして而して和睦ならざらんや。睦娣媼の德を述べること、此れ自り以下、凡そ六章。(1)「妯は、音逐。娣は、音弟。長婦の長は、上聲。」

○資料研究

(1) 藍鼎元の睦娣媼論である。第二十二章の資料研究にも述べたように、呂坤『閨範』卷四に、「媼娣之道」が有り、三例を掲げる。すなわち、云う、「媼娣、今の謂う所の妯娌なり。異姓にして而し

て人の骨肉の間に處す。鬻なかつがを構えて争いを起こし、同を化して異と爲す。兄弟の斧斤なり。古今より、賢妯娌、多くは有らず。今、三人を録す。」という。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」介婦即弟婦、

介婦は、即ち弟婦なり。

とある。各本、以下のようなである。

②⑤ 介婦即弟婦、

⑥ 介娣即弟婦、

⑥だけが他本と異なる。しかし、「介娣」の「娣」は、この場合、誤りである。

【第二十四章】

「原文」顔氏家訓曰、娣媼者、多争之地也、使骨肉居之、亦不若各歸四海、感霜露之相思、佇日月之相望也、況以行路之人、處多争之地、能無聞者鮮矣、所以然者、以其當公務而執私情、處重責而懷薄義也、若能恕已而行、換子而撫、則此患不生矣、 右第二十四章、

顔氏家訓に曰わく、娣媼なる者は、争い多きの地なり。骨肉をして之れに居ら使むるは、亦た、各々四とれいしやう海に歸して、霜露の相い思うを感じ、日月の相い望むを佇まつに若かず、況んや行路の人を以てして、争い多きの地に處るに、能くなかつが聞なかつが無き者鮮すくなきなり。然る所以の者は、其の、公務に當たりて而して私情を執り、重責に處りて、而して薄義を懷うを以てなり。若し能く

己を恕にして、而して行ない、子を換えて、而して撫すれば、則ち此の患い生ぜざらん。(1)「聞は、去聲。」右、第二十四章。

○資料研究

(1)『顔氏家訓』卷一兄弟篇に基づく。「感霜露之相思」の「之」を、『顔氏家訓』では、「而」に作る。司馬光『家範』卷七「弟」に、「顔氏家訓に、兄弟を論じて曰わく、」として、この部分を引用する。ただし、「骨肉をして之れに居ら使むるは、亦た、各々四海に歸して、霜露の相ひ思ふを感じ、日月の相い望むを忤つに若かず。況んや行路の人を以てして、争い多きの地に處るをや。能く聞無き者鮮きなり。」の部分は省略している。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」非謂妯娌必欲其各居四海也、甚言同室而争、不若分居時相懷念耳、若能如後所云、凡事忍恕而行、雖如張公九世同居、其又何害、

妯娌をば、必ずしも其の各々四海に居るを欲すると謂うには非ず。室を同じにして而して争うなれば、分かれ居りて、時に相い懷念するに若かずと甚言するのみ。若し、能く後に云う所の如く、凡そ、忍恕を事として而して行なうなれば、張公の如く、九世同居なりと雖も、其れ又た何ぞ害あらん。

とある。本文が、必ずしも、妯娌の別居を勧めているのではないことを補言する。各本、以下のようである。

②非謂妯娌必欲其各居四海也、善言同室而争、不若分居時相懷念耳、

若能如後所云、凡事忍恕而行、雖如張公九世同居、其又何害、

③非謂妯娌必欲其各居四海也、甚言同室而争、不若分居時相懷念耳、若能如後所云、凡事忍恕而行、雖如張公九世同居、其又何害、

④非謂妯娌必欲其各居四海也、甚言同室而争、不若分居時相懷念耳、若能如後所云、凡事忍恕而行、雖如張云九世同居、其又何害、

⑤非謂妯娌必欲其各居四海也、善言同室而争、不若分居時相懷念耳、若能如後所云、凡事忍恕而行、雖如張公九世同居、其又何如、

⑥非謂妯娌多欲其各居四海也、甚言同室而争、不若分居時相懷念耳、若能如後所云、凡事忍恕而行、雖如張公九世同居、其又何害、

以上、②・⑤が「甚言」を「善言」とし、④が、「張公」を「張云」とし、⑥が、「必欲」を「多欲」とする。なお、○の部分は、字体が不鮮明のため判読不能である。

【第二十五章】

「原文」胡氏女範曰、人家不和、多因婦女以言激怒其夫、傷及同氣、蓋婦女所見、不廣不遠、不公不平、輕于割恩、易于脩怨、非丈夫有遠識、則爲其役而不自覺、一家之中、乖變生矣。「節、易音異」

婦女之易生言語者、又多由於婢妾、婢妾愚賤、尤無見識、以言他人之短、爲忠於主母、苟能一切勿聽、則虛佞之言、不敢復進、若聽之信之、從而愛之、則必再言之、又言之、使主母與人、遂成深讐、爲婢妾者、方洋洋得志、「易音異、復扶又切」

胡氏女範に曰わく、人家、和せざるは、多くは、婦女、言を以て其の夫を激怒せしめて、傷、同氣に及ぶに因る。蓋し、婦女の見る所、廣からず遠からず、公ならず平ならず。恩を割

くに軽く、怨を脩むるに易し。丈夫、遠識有るに非ずんば、則ち其の爲めに役せられて、而して自ら覺らずして、一家の中に、乖變、生ずるなり。(1)「節なり。易は、音異。」

婦女の言語を生じ易き者は、又た、多くは婢妾に由る。婢妾は、愚賤にして、尤も見識無し。他人の短を言うを以て、主母に忠なりと爲す。苟しくも能く一切聴くこと勿くんば、則ち虚佞の言、敢えて復た進まず。若し之れを聴き之れを信じ、従いて而して之れを愛すれば、則ち必ず再び之れを言い、又た之れを言い、主母と人與をして、遂に深讐を成さ使む。婢妾なる者の、方に洋洋として志を得ることと爲る。(2)「易は、音異。復は、扶又の切。」

○資料研究

(1)『胡氏女範』は、胡某『女範』一卷(緑窗女史)。明代に、黄尚文『女範編』四卷(『古今女範』とも)、朱天球『女範編』三卷が有るが、この文は見えない。別に『胡氏女範』が存在するのかも知れないが。今、未詳としておく。

ところで、「胡氏女範に曰く」とするが、実は、これは、宋の袁采『世範』三卷(『袁氏世範』とも)の上巻に、これに類似する文が見え、あるいはこれに基づく可能性も考えられる。

『世範』に、「人家、和せざるは、多くは、婦女、言を以て其の夫及び同氣を激怒せしむるに因る。蓋し、婦女の見所、廣からず遠からず、公ならず平ならず。又た、其の所謂る舅姑・伯叔は、皆な、假合にして強いて之れが稱呼を爲すにて、自然の天屬に非ず。

故に、恩を割くに軽く、怨を脩むるに易し。丈夫、遠識有るに非ずんば、則ち其の爲めに役せられて、而して自ら覺らずして、一家の中に、乖變、生ずるなり。」とある。傍線部が異文である。「其の夫及び同氣を激怒せしむる」の原文は「激怒其夫及同氣」となっている。『古今圖書集成』閩媛典第二十二卷閩媛總部に、「胡氏女範、諸婦の親姻、頗る本房を除する多し云々」として、袁采のこの部分を紹介するが、上記の『世範』と同じである。この部分は、藍鼎元がやや手を加えた結果、『女學』原文のようになったのであろうか。

(2)この部分も、袁采『世範』上巻に見える。すなわち、「婦女の言語を生じ易き者は、又た、多くは婢妾の間鬪に出づ。婢妾は、愚賤にして、尤も見識無し。他人の短を言うを以て、主母に忠なりと爲す。若し、婦女、見識有りて、苟しくも能く一切聴くこと勿くんば、則ち虚佞の言、復た敢えて進まず。若し之れを聴き之れを信じ、従いて而して之れを愛すれば、則ち必ず再び之れを言い、又た之れを言い、主母と人與をして、遂に深讐を成さ使む。婢妾なる者の、方に洋洋として志を得ることと爲る。」とある。傍線部分が異文である。前注の如く『古今圖書集成』閩媛典第二十二卷閩媛總部に、やはりこれを引く。この『世範』と同文である。この場合も、(1)と同様の資料操作の可能性が考えられる。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」道破婢妾性情、婢妾の性情を道破す。

とある。第二十五章の内容を要約するものと思われる。各本、以下

のようである。

- ②道破婢妾性情
 - ③道破婢妾性情
 - ④道破婢妾性情□
 - ⑤道破婢妾性情
 - ⑥道破婢妾性情
- 以上、②・④・⑥に異なりが認められる。□は欠字。

【第二十六章】

〔原文〕内則曰、冢婦所祭祀賓客、每事必請于姑、介婦請于冢婦、舅姑使冢婦、毋怠、不友無禮于介婦、舅姑若使介婦、毋敢敵藉于冢婦、不敢並行、不敢並命、不敢並坐、〔母俱音無、友作敢〕 右第二十六章。

内則に曰わく、冢ちやうなんのよめ婦、祭祀・賓客する所は、事毎に必ず姑に請う。介おしとちのよめ婦は、冢婦に請う。舅姑、冢婦を使えば、怠ること母かれ。友(敢)えて介婦に無禮ならず。舅姑、若し介婦を使えば、敢えて冢婦に敵かひあう藉すること母かれ。敢えて並び行かず。敢えて並び命ぜられず。敢えて並び坐せず。(一)〔母は、俱に音無。友は、敢に作る。〕 右、第二十六章。

○資料研究

(一)原文は、『女學』・『典故列女傳』各本ともに、「冢」字を「冢」に作るが、書き下し文では、『禮記』内則篇によって「冢」に改めて読んだ。

『禮記』では、「舅、没すれば、姑、老す。」で始まる。

『禮記』の原文「不友無禮于介婦」について、鄭注は、「友」については、「之れを友とせず」と説明するが、『女學』原注には、「友は、敢に作る。」とある。これは、陳選『小學句讀』や王雲鳳『小學章句』の説に依つたものと思われる。下文に、「敢えて云々」が続く点からも、『小學』解釈においては、一説として、一定の評価を得ている。ただし、『禮記』の原文は、鄭注に依つても読めなくはない。もともと、『禮記』の「友」を「敢」に置き換えるのは、やや強引の感もある。ただ、ここで、藍鼎元は、「友」そのままでは読みにくいと判断して、『小學』やその注釈者の資料に依拠したのであろう。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

〔原文〕冢婦長婦也

冢婦は、長婦なり。

とある。ただし、「冢」は、本来、「冢」に作るべきであろう。各本以下のものである。

- ②冢婦長婦也
 - ③冢婦長婦也
 - ④冢婦長婦也
 - ⑤冢婦義婦也
 - ⑥冢婦長婦也
- とある。②と⑤とは、やや類似する。

【第二十七章】

〔原文〕晉王渾妻鍾氏、黃門郎徽之女、太傅繇曾孫也、能屬文博覽記、美容止、禮儀法度、

爲中表儀則、渾弟湛、妻郝氏有操行、鍾親重之、鍾不以貴相陵、郝不以賤相諂、時稱鍾夫人之禮、郝夫人之法、〔節、郝音壘、行去聲〕

唐張孟仁妻鄭氏、其弟仲義、妻徐氏、共處一室紡績、寸絲不入私房、徐母家有所饋、俱納于姑、臨用則請、不問孰爲己物、徐富不驕、鄭貧不諂、鄭歸寧、則徐乳其子、徐歸寧、則鄭乳其子、不問孰爲己子、子亦不知孰爲己母、太平間、表其門曰二難、

論曰。娣姒不和、多由于貴賤貧富之間、不相若耳、一家之親何分彼此、恃富挾貴、人將不堪、能如鍾郝之相善、鄭徐之相忘、百世同居可也、 右第二十七章、

晉の王渾の妻の鍾氏は、黃門郎、徽の女にして、太傅、繇の曾孫なり。能く文を屬し博覽にして記す。美容止あり。禮儀・法度ありて、中表の儀則と爲る。渾の弟、湛の妻の郝氏、操行有りて、鍾、之れを親重す。鍾は、貴なるを以て相い陵がす。郝は、賤なるを以て相い諂わす。時に、鍾夫人の禮、郝夫人の法と稱す。(一)〔節なり。郝は、音壘。行は、去聲。〕

唐の張孟仁の妻の鄭氏、其の弟仲義の妻の徐氏は、共に一室に處りて紡績し、寸絲すらも私房に入れず。徐、母家より饋る所有れば、俱に姑に納る。用に臨みては則ち請いて、孰れが己の物爲るかを問わず。徐は、富めども驕らず、鄭は、貧なれども諂わず。鄭の歸寧するときは、則ち、徐、其の子に乳し、徐の歸寧するときは、則ち、鄭、其の子に乳し、孰れが己の子

爲るかを問わず。子も亦た孰れが己の母爲るかを知らず。太平の間、其の門に表して二難と曰う。(2)

論じて曰う。娣姒、和せざるは、多くは貴賤・貧富の間に于いて、相い若ばざるに由るのみ。一家の親は、何ぞ彼此を分たん。富を待み貴を挾れば、人、將に堪えざらんとす。能く、鍾郝の相い善しとし、鄭徐の相い忘るるが如くなれば、百世同居すと雖も可なり。 右、第二十七章。

○資料研究

『女學』・『典故列女傳』の各本原文に、「相諂」・「不諂」に作るが、いずれも、「相諂」・「不諂」を訛するものであろう。今、書き下し文で改め読む。

(一)この話は、『世說新語』賢媛篇や『晉書』列女傳などに見える。『世說新語』には、「王司徒の婦は、鍾氏の女にして、太傅の曾孫なり。亦た、俊才にして女徳有り。鍾郝、娣姒爲り。雅に相い親重す。鍾、貴なるを以て郝を陵がす。郝も亦た、賤なるを以て鍾に諂わす。東海の家内は、郝夫人の法に則り、京陵の家内は、鍾夫人の禮を範とす。」とある。『晉書』には、「王渾の妻の鍾氏は、字は琰、潁川の人にして、魏の太傅、繇の曾孫なり。父の徽は、黃門郎なり。琰は、數歳にして、能く文を屬し、長ずるに及びて、聰慧・弘雅にして、博覽にして記籍す。美容止ありて、善く嘯詠す。禮儀・法度ありて、中表の儀則とする所と爲る。……渾の弟、湛の妻の郝氏、亦た、徳行有り。琰、貴門なりと雖も、郝と與に、雅に相い親重す。郝は、賤なるを以て琰に下らず。琰は、貴なるを以て郝

を陵がず。時人、鍾夫人の禮、郝夫人の法と云う。」とある。『女學』のまとめは、いずれとも異なるが、基本的には『晉書』に近い。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」蘇同由

蘇は、由に同じ。

とある。

② 悠同由

③ 蘇同由

④ 蘇同由

⑤ 悠同由

⑥ 蘇同由

以上、②・③・④・⑤の類似性が確認される。

(2) この話は、唐の張孟仁の妻として掲げるが、原典は『元史』列傳八十四孝友傳に見える「張閏」に関わる記録ではあるまいか、それによると、「張閏、延安の延長縣の人、軍籍に隸く。八世、爨を異にせず。家人、百餘口なれども、間言無し。日々、諸女・諸婦をして一室に聚めて、女紅を爲さ使む。工畢りて、一庫室に斂貯して、私藏無し。幼稚、啼泣すれば、諸母の見る者、即ち抱きて哺す。一婦、歸寧すれば、其の子を留めて、衆婦、共に乳して、孰れが己の兒爲るかを問わず。兒も亦た孰れが己の母爲るかを知らざるなり。……至元二十八年、其の門に旌して表す。」とある。『新元史』列傳一百三十六篤行上にも、同様の伝記が見える。『女學』に紹介する伝記は、本来は、これに淵源するものであらう。なお、『女

學』より後のものとなるが、『賢媛圖說』(天津延古齋藏板、光緒三十二年刊)の「賢婦」に、「張氏二難」を掲載し、『女學』に紹介するものとはほぼ同じである。すなわち、「唐の張孟仁の妻の鄭妙安、其の弟仲義の妻の徐妙圓。徐は富み、鄭は貧し。皆に敦義にして陸まじ。貧しき者は諂わず、富める者は驕らず。恒に一室に處りて紡績し、尺布・寸絲すらも室に入れず。必ず姑の所に納る。用うるときは則ち請いて、而して之れを取る。孰れが己の物爲るかを問わず。鄭の歸寧するときは、徐、其の子に乳し、徐の歸寧するときは、鄭も、亦た、之くの如くし、孰れが己の子爲るかを問わず。諸子と雖も、亦た、孰れが己の母爲るかを知らず。朝廷、其の門に表して二難と爲す。子孫、皆な貴し。」とある。まとめは、やや異なるが、原資料は、『女學』のそれと同じである可能性がある。この他に、類似の資料として、『廣列女傳』(劉孟涂輯、光緒十年刊)卷十一「女範類」下に、「張氏女婦」が見え、『元史』と同様の伝記を掲載する。

【二十八章】

「原文」蘇少婦崔氏女也、蘇家兄弟五人、娶婦者四矣、各聽女奴語、日有爭言、甚者鬪牆操刃、少婦始嫁、姻族皆以爲憂、少婦曰、木石鳥獸、吾無如彼何矣、世豈有不可與之人哉、入門事四嫂、執禮甚恭、嫂有缺乏、少婦即以遺之、姑有役其嫂者、嫂相視不應命、少婦曰、吾後進當勞、吾爲之、母家有果肉之饋、召諸子姪分與之、嫂不食、未嘗先食、嫂各以怨言告少婦者、少婦笑而不答、少婦女奴以妯娌之言來告者、少婦答之、尋以告嫂、引罪、嘗以錦衣抱其嫂小兒、適便溺、嫂急接之、少婦曰、無遽、恐驚兒也、了無惜意、歲餘、四嫂自

相謂曰、五嬖大賢、我等非人矣、奈何若大年、爲彼所笑、乃相與和睦、終身無怨語、「少俱去聲」

論曰、此所謂至誠而不動者未之有也、人能如蘇少娣、天下無難處之娣歟矣、「少去聲」

右第二十八章。

蘇少娣は、崔氏の女なり。蘇家、兄弟、五人にして、婦を娶る者、四なり。各々、女奴の語を聴きて、日々、爭言有り。甚しき者、鬩いあはせ牆かべして刃を操る。少娣、始めて嫁するに、姻族、皆、以て憂と爲す。少娣曰わく、木石・鳥獸なれば、吾、彼を如何ともする無きなり。世として、豈に之れと與にす可からざるの人有らんやと。門に入りて、四嫂に事え、禮を執ること甚だ恭なり。嫂に、缺乏有るときは、少娣、即ち以て之れを遣り、姑、其の嫂を役する有るに、嫂、相い視て命に應ぜざれば、少娣曰わく、吾、後進なれば當に勞すべし。吾、之れを爲さんと。母家より、果肉の饋有るときは、諸子姪を召して之れを分與す。嫂、食らはざるときは、未だ嘗て先に食らわず。嫂、各々、怨言を以て少娣に告ぐる者あるときは、少娣、笑いて而して答えず。少娣の女奴、妯娌の言を以て來たり告ぐる者あるときは、少娣、之れを答うちて。尋ねて以て嫂に告げて、罪を引く。嘗て錦衣を以て其の嫂の小兒を抱きたるに、適あた、便溺せうじやくす。嫂、急ぎ之れを接ひきせんとするに、少娣曰わく、遽にすること無かれ。兒を恐驚せしめんと。了に意を惜くこと無し。歳餘ありて、四嫂、自ら相い謂いて曰わく、五ご嬖ひんめいは、大賢なり。我等は、人に非ざるなり。若の大年なるを奈何せん。彼の笑う

所と爲らんと。乃ち相い與に和睦して、身を終うるまで、怨語する無し。(1) 「少は、俱に去聲。」

論じて曰う。此れ所謂る、至誠にして而して動かざる者、未だ之れ有らざるなり。人にして、能く蘇少娣の如くんば、天下に、處し難きの娣歟無からん。「少は、去聲。」右、第二十八章。

○資料研究

(1) 呂坤「閨範」卷四の「娣娣之道」に「少娣化嫂」と題して収録する。同内容である。ただ、初めが小異する。すなわち、「蘇少娣は、姓は崔氏なり。蘇、兄弟、五人にして」とある。

呂坤は、次のように論評する。天下、易くして、而して家難し。家、易くして、而して娣娣難し。利を専らにし、勞を辭し、讒を好み、聽を喜ぶは、婦人の常性なり。然れども、彼の良無きに始まるは、我の相い學ぶに成る。三たび争い三たび譲りて、而して天下に貪人無きなり。三たび怒り三たび笑ひて、而して天下に凶人無きなり。賢者、人を化して我に従え、不賢者は、我を壞して人を猶なほう。我、蘇少娣に於いて心服せり。」という。

なお、清の乾隆四十六年、康基淵輯『女學纂』卷下の「娣娣」に、「蘇少娣」を収録し、次のような注を付け加えている。すなわち、「家の不和、多くは、婦人の大義を諳こころせざるに由る。各々、務めて長を争いて、肯えて相い下らず。各々、便益を貪りて、肯えて喫く虧くせず。始にして啣くは、嚙くはして、漸にして、話かた、諄かたして而して鬩いあは狼をす。少娣は、只だ、禮讓を以て之れを化し、而して忿怨、自ずから平かなり。賢なるかな。」とある。この他に、「昌化草氏」(呂坤

『閨範』では、「章嫂讓兒」・「齊義姑姊」・「梁節姑姊」を掲げて、全体として次のような娣姒論を述べる。「娣姒、異姓にして相い聚まり、而して各々一婦人の見を挾む。話諍、時として聞こゆるに感う無からんや。吾、以爲らく、人性、皆善なるも、利に依りて昏し。

惟れ義に明なれば、則ち、富めども貧に燿かさず、強なれども弱を凌がず。一堂に雍睦して、姓を異にして而して氣を同じくするなり。蘇少娣を娣姒の首に列すれば、義の既に盡きたること知る可し。悍婦と雖も亦た之れに化せん。章氏の、子をば叔に讓る可く、義姑姊・節姑姊、其の兄の子を受するが如きは、以て妯娌の銜鏃にて争競するを愧づ可き者なり。」という。

諸家の娣姒論を、上章にも適宜紹介したが、中国歴代の、儒教の大家族制の特殊性やこれを維持する上での、個々人の苦悩や人間的な配慮、女性の人格形成への期待と信頼など、ここに展開した諸問題を窺うに足るであろう。なお、『古今圖書集成』家範典の第七十五卷に、「嫂叔部」・「妯娌部」が有る。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」閱訟也

閱は、訟なり。

とある。

② 閱訟也

③ 閱訟也

④ 閱訟也

⑤ 閱訟也

⑥なし

〔5〕「事父母之徳」に関連する立言

【第二十九章】

〔原文〕文王后妃、孝於父母、既成締紵之服、遂告其師氏、使告於君子、以將歸寧之意、其詞曰、言告師氏、言告言歸、薄汚我私、薄澣我衣、害澣害否、歸寧父母。〔害俱音轄〕右第二十九章

文王の后妃、父母に孝なり。既に締紵の服を成す。遂に其の師氏に告げ、君子に告ぐるに、將に歸寧せんとするの意を以てせ使む。(1) 其の詞に曰わく、言に師氏に告げ、言に告げ言に歸らん。薄か我が私を汚ぎ、薄か我が衣を澣わん。害れをか澣い害れをか否ざらん。父母に歸寧せん。(2) 〔害は、俱に音轄。〕右、第二十九章。

○資料研究

(1) この部分は、『詩經』周南の「葛覃」の『集傳』に基づく。すなわち、「言告師氏……歸寧父母」の章の『集傳』に、「此の章、遂に其の師氏に告げて、君子に告ぐるに、將に歸寧せんとするの意を以てせ使む。」とある。また、「葛覃三章、章六句」の『集傳』に、「此の詩、后妃、自ら作る所、……已に嫁して、而して、孝、父母に衰えず。是れ皆徳の厚くして、而して人の難しとする所云々」とある。「關雎」の『集傳』に、「女なる者は、未だ嫁がざるの稱なり、蓋し文王の妃、大姒、處子爲るの時を指して、而して言うなり。君子は、文王を指して言うなり。……周の文王、生まれて聖徳

有り。又た、聖女嫺氏を得て、以て配と爲す云々」という。この「葛覃」での后妃を、「文王の后妃」とするのは、『女學』が、『集傳』に基づくからである。

(2) この部分は、「葛覃」の第三章から引く、『集傳』に、「上章、既に絺綌の服を成せり。此の章、遂に其の師氏に告げて、君子に告ぐるに、將に歸寧せんとするの意を以てせ使む。且つ曰わく、盍ぞ其の私服の汗を治めて、而して其の禮服の衣を澣わざる。何れか當に澣う可く、何れか以て未だ澣わざる可きか。我、將に之れを服して以て父母に歸寧せんとするなり。」とある。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」絺音鴟、綌音隙、麻葛、織成細者曰絺、細者曰綌、

汚去垢也、私褻衣也、澣音緩、洗也、

絺は、音鴟。綌は、音隙。麻葛には、織りて細きを成す者を絺と曰い、粗なる者を綌と曰う。

汚は、垢を去るなり、私は褻衣なり。澣は音緩。洗うなり。とある。各本以下のようにある。

② 絺音鴟、綌音隙、麻葛、織成細者曰絺、細者曰綌、

汚去垢也、私褻衣也、澣音緩、洗也、

③ 絺音鴟、綌音隙、麻葛、織成細者曰絺、細者曰綌、

汚去○也、私褻衣○、澣音緩、洗□、

④ 絺音鴟、綌音隙、麻葛、織成細者曰絺、細者曰綌、

汚去垢也、私褻衣也、澣音緩、洗也、

⑤ 絺音鴟、綌音隙、麻葛、織成細者曰絺、細者曰綌、

汚去垢也、私褻衣也、澣音緩、洗也、

⑥ 絺音○、綌音隙、麻葛、織成精者曰絺、細者曰綌、

汚去垢也、私褻衣也、澣音緩、洗□、

以上、傍線部が異なるところ、○は、字体の判読困難なもの、□は、欠字である。

◎「事父母之徳」について藍鼎元の論

「原文」詩曰、哀哀父母、生我劬勞、又曰、父兮生我、母兮鞠我、拊我畜我、長我育我、顧我復我、出入腹我、欲報之徳、昊天罔極、人身雖有男女、自父母視之、則皆子也、同爲父母所生、而獨不得終養、女子之心、有倍愴然者矣、永言孝思、常存勿替、隨其力之所能、爲盡其情、于不自已、述事父母之徳、自此以下凡五章、「劬求於切、音渠、長上聲、養去聲、已音以、」

詩に曰わく、哀哀たる父母、我を生みて劬勞せり。又た曰わく、父や我を生み、母や我を鞠う。我を拊し我を畜い、我を長じ我を育し、我を顧み我を復す。出入に我を腹くす。之れが徳に報いんと欲すれば、昊天のごと、極まり罔しと(1)。人の身、男女有りとも、父母自りして之れを視れば、則ち皆な子なり。同じく父母の生む所と爲りて、而して獨り養を終うることを得ざれば、女子の心、倍々愴然たる者有らん。永に言して孝を思うこと(2)、常に存して替うることを勿し。其の力の能くする所に隨いて、爲めに其の情を盡くして、于に自ら已むることをせず。父母に事うるの徳を述ぶること、此れ自り以下、凡そ五章。「劬は、求於の切。音渠。長は、上聲。養は、去聲。已は、音以。」

○資料研究

(1) この部分は、『詩經』小雅の「蓼莪」に依る。「哀哀たる父母、我を生みて劬勞せり。」の『集傳』に、「人民、勞苦し、孝子、養を終うることを得ずして、而して此の詩を作る。言うところは、……父母、我を生みて以爲らく、美材なれば、頼りて以て其の身を終うる可しと。而して今、乃ちその養を終うることを得ずして以て死するに比す。是に於いて、乃ち父母の我を生みしの劬勞を言いて、而して重く自ら哀傷するなり。」という。「父や我を生み、母や我を鞠う。我を拊し我を畜い、我を長じ我を育し、我を顧み我を復す。出入に我を腹くす、之れが徳に報いんと欲すれば、昊天のごと、極まり罔しと。」の『集傳』に、「言うところ、父母の恩此くの如し。之れに報ゆるに徳を以てせんと欲して、而して其の恩の大きなこと、天の窮まり無きが如く、報を爲す所以を知らざるなり。」という。

(2) 『詩經』大雅の「下武」に「永に言して孝を思ふ」とある。『集傳』は、「其の長言孝思して忘れざるを以てす。」という。因みに鄭箋は、「言は、我なり。」とする。

ここは、女性が血縁の父母にどう仕えるべきかについて述べる。古来、「孝女」の認識で把握される。劉向『列女傳』では、『女學』も収録する「齊太倉女」や、他に「齊傷槐女」・「趙津女媧」(いずれも「辯通」篇)がある。結婚後の実家の父への娘の配慮を掲げるものに、「晉園懷嬴」・「京師節女」(「節義」篇)・「許穆夫人」(「仁智」篇)などがあり、『後漢書』列女傳では、「孝女曹娥」・「孝女叔先雄」や、その他、「龐涓母」などが注目される。「二十四孝」には、下

文「三十一章」にも載せる「揚香」の説話も有る。ところで、曹大家『女誡』では、主として、結婚後の女性の任務自覚を警戒するから、この点よりも、舅姑への服従を強調して説く。

しかし、歴代、女性の実父母への孝を説く視点は維持されていく。『女論語』には、「事舅姑」の前に「事父母」が置かれ、『女孝經』は、舅姑への奉仕を強調するが、「孝治」章や、「廣揚名」章では、父母への配慮も言及する。『内訓』にも「事父母」を、『女範捷録』には、「孝行」を掲げる。司馬光『家範』の巻六「女」、呂坤「閨範」巻二「女子之道」などが有る。

『女學』では、ここ以外に、後の巻三「婦容」篇に、「事親之容」が立てられ、二章に涉つて資料が掲げられるが、むしろ舅姑に重点が置かれる。ただし、舅姑については、すでに、この「婦徳」篇で取り上げているのであるから、論は詳細とはいえない。女子の場合、親として、父母・舅姑の両面が存するが、儒家家族制の観点からは、どちらかと云えば、舅姑への関心が強調されるのが当然であったであろう。そして、古来、舅姑に仕える論拠としては、『禮記』内則などにも見えるように、父母に仕えるがごとくにとり指摘が用いられているし、家族制度下における家の権威者舅姑への奉仕精神は、やはり、実父母への奉仕精神たる孝を基本とするわけであるから、この観点から、孝女への視点は大切にされたのであろう。

また、血縁を重視する儒家家族制において、結婚後も、精神としては婚家の舅姑を父母とするのではあつても、心理的には、実の親子における血縁観念は滅却し得ないという事実が存在したであろう。そこで、歴代、家庭における婦人の責任自覚が喧伝されつつも、

実の父への娘の配慮や犠牲的奉仕は執拗に語られ続けたのである。

呂坤『閨範』卷二に、婦道・母儀は、女徳に始まるとして「女子之道」を掲げ、初めに「孝女」を十四人列ねる。論じて、「孝女、女未だ人に適せざれば、子と同道なり。孝子は、難し。孝女は、尤も難しと爲す。世俗にては、女子、室に在るとき、自ら處するに客を以てし、而して母も亦た之れを客とす。子道、修まらざれば、母、顧みて衣食を共にして之れを事とするなり。驕おごりを養い態ぶいを修り、易く怨み軽く悲しむも、亦た未だ道を聞かざればなり。」という。

清の康基淵輯『女學纂』は、女、妻、婦、母の順に特徴的な女性伝記を掲げて行くが、孝女二十三人を紹介した後に、次のように論じている。「百行、孝より先なるは莫し。女子、何ぞ獨り然らざらん。……皆な曲まがさに其の孝を盡くす者なり。嗚呼、女にして而して能く孝なれば、則ち、他日、婦と爲りて、而して其の舅姑に孝し、妻と爲りて、而して其の夫を敬し、母と爲りて、而して其の子を教えん。娣姒・姑嫂に至るまで、一門、聚順にして、父母の差を貽おこさざる者は、皆な孝なり。」という。

これも、婦人の婚家における行動と責任自覚を重視する観点で、生家における倫理観念の形成が一生の基になるとするものである。これら諸書の指摘からすると、『女學』では、実父母への孝を主として、報恩の角度で強調しているが、一方、婚姻後の主婦生活における家族制への対応の基本精神に関連付ける視点がやや希薄であるようだ。

なお、儒教社会における父と娘の関係をめぐる問題については、拙著『儒教社会と母性—母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史

—』(一九九四、研文出版)の研究篇第八章、「妻から夫・娘から夫への母性發揮の類似性についての考察」や、『孝と母性のメカニズム—中国女性史の視座—』(一九九七、研文出版)のIV母・妻・娘における母性実践の諸相、5. 父への母性發揮などを参照されたい。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」劬音渠、病苦也、

劬は、音渠。病苦なり。

とある。各本、以下のようなである。

② 劬音渠、病苦也、

③ 劬音渠、病苦也、

④ 劬音渠、病苦也、

⑤ 劬音渠、病苦也、

⑥ 劬音渠、病苦也、

【第三十章】

「原文」漢太倉令淳于意、有罪當刑、詔逮繫長安、意有女五人、無子、臨行、罵曰、生女

不生男、緩急非有益、少女緹繫悲泣、隨父至長安、上書曰、妾父爲吏、齊中皆稱廉平、今坐法當刑、妾傷夫死者不可復生、刑者不可復屬、雖欲改過自新、其道無由也、妾願入身爲官婢、以贖父罪、書奏、文帝憐之、爲除肉刑、「少去聲、緹音提、夫音扶、爲除之爲去聲、」

右第三十章。

漢の太倉令、淳于意、罪有りて刑に當す。詔みことりもて逮とらして

長安に繋がしむ。意に女五人有りて、子おとこの無し。行いするに臨まみて、罵りて曰わく、女を生みて男を生まざれば、緩ゆる急いそに益有るに非ずと。少女こね緹てい縈えい、悲しみ泣きて、父に隨いて長安に至る。上書して曰わく、妾が父、吏と爲りて、齊中、皆な廉平を稱す。今、法に坐して刑に當す。妾、傷む、夫れ死する者は復またたび生く可からず。刑せらるる者は復たびこた屬ます可からず。

過を改めて自ら新たにせんと欲すと雖も、其の道、由る無きなり。妾、願わくは、身を入れて官婢と爲りて、以て父の罪を贖わんと。書奏せらる。文帝、之れを憐み、爲めに肉刑を除く。

(1)「少は、去聲。緹は、音提。夫音扶、爲除の爲は、去聲。」
右、第三十章。

○資料研究

(1)この話は、劉向『列女傳』辯通篇に見える。また、『史記』孝文本紀・倉公列傳や『漢書』文帝紀・刑法志などにも見える。劉向『列女傳』では、「齊太倉女」とし、「齊の太倉の女なる者は、漢の太倉令、淳于公の少女なり。名は緹縈。淳于公に男無く、女五人有り。孝文帝の時、淳于公、罪有りて刑に當す。是の時、肉刑、尚お在り。詔獄して長安に繋がしむ。會逮して行するに當たりて、公、其の女を罵りて曰わく、子を生むも男を生まず。緩急に益有るに非ずと。緹縈、自ら悲しみ泣きて、父に隨いて長安に至る。上書して曰わく、妾が父、吏と爲りて、齊中、皆な廉平を稱す。今、法に坐して刑に當す。妾、傷む、夫れ死する者は復たび生く可からず。刑せらるる者は復た屬す可からず。過を改めて自ら新たにせんと欲

すと雖も、其の道、由る無きなり。妾、願わくは、身を入れて官婢と爲りて、以て父の罪を贖い、自ら新たにすることを得使めんと。書、奏せらる。天子、其の意を憐悲して、乃ち下詔して曰わく、蓋し聞く、有虞の時、……(文帝の述懐の言が記される)。淳于公、遂に免るるを得たり。」とある。

『史記』列傳第四十五倉公列傳によると、太倉公は、齊の太倉の長であつた。伝記によると、「少くして、醫の方術を喜ぶ。高后八年、更に、師を同郡元里の公乘陽慶に受く。慶、年七十餘にして、子無し。意をして其の故方を盡く去ら使む。更に悉く禁方を以て之れに予え、黄帝・扁鵲の脈書を傳う。五色もて病を診し、人の死生を知り、嫌疑を決し、治む可きを定む。藥論に及びては、甚だ精し。之れを受くること三年、人の爲めに病を治め、死生を決するに驗多し。然れども、左右して諸侯に行游し、家を以て家と爲さず、或るいは人の爲めに病を治めず、病家に之れを怨む者多し。文帝の四年中、人、上書して意を言いて、刑罰を以て傳して西のかた長安に之に當すとす。意に女五人有り。隨いて而して泣く。意、怒りて、罵りて曰わく、子を生むも男を生まず。緩急に使う可き者無しと。是に於いて緹縈、父の言を傷みて、……書、聞せられ、上、其の意を悲しみて、此の歳中亦た肉刑の法を除く。」とある。

司馬光『家範』卷六「女」に、「漢文帝の時、人、上書して、齊の太倉令淳于意、罪有りて刑に當すとすもの有り。詔もて獄して逮して長安に繋ぐ。意に五女有り云々」として、『史記』倉公列傳の記載を列ね、「緹縈、一言にして、而して善く天下をして其の澤を蒙らしむ。後世、其の福に頼る。及ぶ所遠きかな。」と付け加え

ている。父を助けたことだけでなく、肉刑廃止の提言をしたことへの評価も込められているようだ。

呂坤『閨範』卷二「女子之道」に「齊太倉女」を載せ、かれは、次のように評論する。「男を生めども、未だ必ずしも益有らず。願うに情を用うることの何如のみ。緹縈の若き者は、之れを子有り」と謂うと雖も可なり。故に、千載、名を青史に垂る。人の子爲る者、以て媿づ可きなり。」という。女性でも孝の実践において男子に劣らぬことを掲げて、むしろ男子の孝を促すようである。

『仇英繪圖汪氏列女傳』（大村西崖「圖本叢刊」所収）卷六に、「齊太倉女」を載せ、「汪曰く、女は、及に日々に閨門の内に乎いてし、梱以外は、敢えて聞與せざるものなり。而るに、齊景公の時に、傷槐女有り。趙簡子の時に、津の吏の女有り。皆に、身を出して以て父を救う。古今、艶稱して以て奇なること男子も之れ及ぶ莫しと謂うなり。乃ち茲に漢に於いて一淳于緹縈を得たり。緹縈、獨り其の父を免れしむるのみならず、並びに肉刑を免るること、當年の天下を擧げたり。而して其の賜を受けたるは、則ち亦た其の漢文帝の仁に遇えばなり。他人に在りては、之れを男子に得るすら能わざる者あるに、淳于公、獨り能く之れを少女に得たり。諸姉、固より靦顏有らんも、吾、且に世の男の爲めに之れを愧ぢんとするなり。」という。論の主旨は、ほぼ、呂坤に近似する。

◎『典故列女傳』頭注部分

「内閣文庫」本の頭注部分に、

「原文」逮追也、繫聯絡縛也、如今解囚人、

緹音題、縈音榮

逮は、追なり。繫は、聯ね絡縛するなり。今の、囚人を解する如し。

緹は、音題。縈は、音榮。

とある。各本に、

②逮追也、繫聯絡縛也、如今解囚人、

緹音題、縈音榮

③逮追也、繫聯絡○也、如今解囚人、

緹音題、縈音榮

④逮追也、繫聯絡縛也、如今解囚人、

緹音題、縈音榮

⑤逮追也、繫聯絡縛也、如今解囚人、

緹音題、縈音榮

⑥逮追也、□□詔緩也、如今解囚人、

緹音題、縈音榮

とある。特に、⑥の傍線部分が異質である。□は欠字。